



国のトライアル雇用助成金を活用し、  
トライアル雇用後に正規雇用を実現した事業主の方へ…

# 愛媛県から 「**離職者等正規雇用移行緊急支援 事業助成金**」を支給します！

離職者等の正規雇用（＝無期雇用）を推進し、早期の再就職と職場定着を緊急に支援することが目的です！



## 正規雇用奨励金

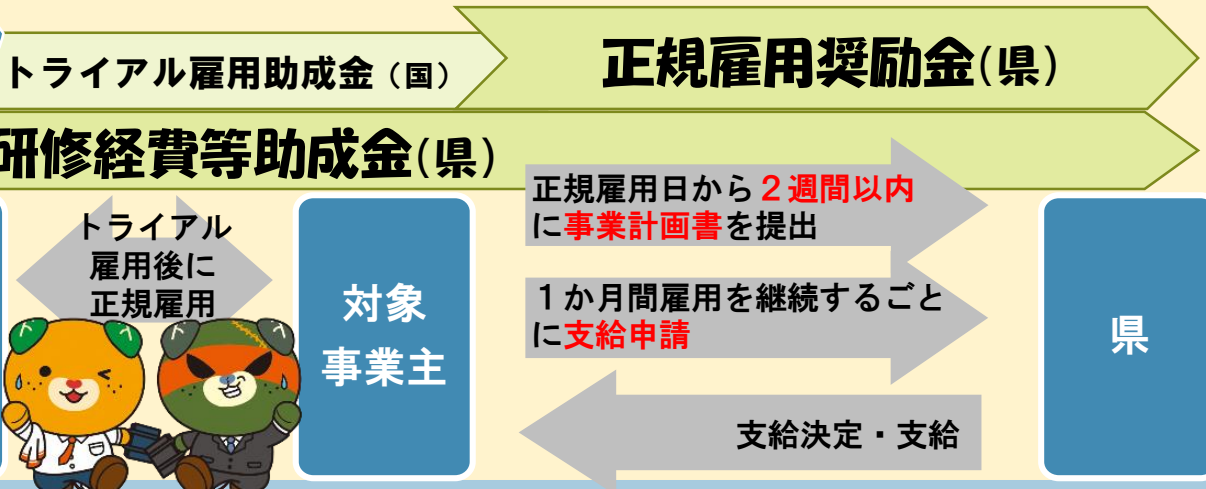
1事業主あたり  
労働者3名分まで

- ・支給額：労働者1人につき **10万円/月** × 最大3ヶ月  
(ただし、賃金等の額が10万円を下回る場合はその実費額)

## 研修経費等助成金

業務で必要なスキル習得を目的として実施した研修や資格取得等のために、事業主が負担した費用

- ・対象経費：研修費等の額
- ・助成率：労働者1人につき **対象経費の1 / 2以内**
- ・限度額：労働者1人につき **15万円**



# 申請×切 **令和4年3月10日**

雇入日（正規雇用への移行日）から2週間以内に事業計画書の提出が必要です。  
その後、雇入日から1か月を経過することに支給申請を行ってください。  
申請方法の詳細は裏面を御確認ください。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課  
TEL：089-912-2505 MAIL：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

🔍 愛媛県 離職者 雇用支援

詳細はコチラ→  
(県公式HP)



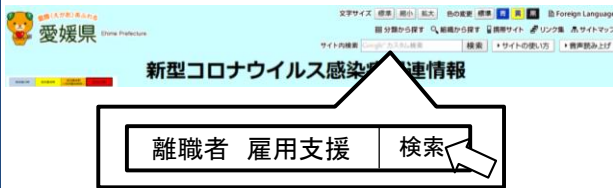
# 助成金申請から支給までの流れ

## I 事業計画書の提出

(雇入日(正規雇用への移行日)から2週間以内)

### 1 必要書類をそろえる

① 必要事項を記載した「**離職者等正規雇用移行緊急支援事業計画書(様式第1号)**」(県HPからダウンロード可能です。)



② 労働局に提出した「**トライアル雇用実施計画書**」の写し

③ 正規雇用に関する雇入通知書(労働条件(変更)通知書等)の写し

④ 対象経費の額及び内容がわかる資料(研修の開催要項又はカリキュラム等)

### 2 書類の提出

#### ●メールで提出する場合

(1) 宛先 [sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp](mailto:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp)

(2) 件名 「**離職者等正規雇用移行緊急支援事業計画書の提出(事業所名)**」

(3) 本文 任意

※必要書類①～④を添付してください。

なお、②～④についてはデータ(PDF)化したものを添付してください。

#### ●郵送又は持込みで提出する場合

(1) 宛先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

## II 県から「事業計画書受理通知」の送付

### 1 通知内容の確認

(1) 県から送付した受理通知の内容を確認してください。  
仮申請後、受理通知が到達しない場合は恐れ入りますが、愛媛県 産業人材課まで御連絡をお願いします。

※通知目安: 事業計画書到達後、1週間以内



## III 支給申請

(雇入日から1か月を経過すること)

### 1 必要書類をそろえる

① 必要事項を記載した「**離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金支給申請書兼請求書(様式第2号)**」(県HPからダウンロード可能です。)

② 必要事項を記載した「**実績報告書(様式第3号)**」(県HPからダウンロード可能です。)

③ 必要事項を記載した「**誓約書(別紙1)**」(県HPからダウンロード可能です。)

④ 労働局から送付のあった「**トライアル雇用助成金の支給決定通知書**」の写し

【支給決定通知書が申請日に未到達の場合】

労働局に提出した「**トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書**」の写しを提出し、支給決定通知書の写しは通知が到達次第早急に提出してください。

⑤ 正規雇用に関する雇入通知書(労働条件(変更)通知書等)の写し※事業計画書から変更等があったもの

⑥ 賃金等及び対象経費の額の算定に用いた資料(賃金等:賃金台帳等、対象経費:事業主が負担したことがわかる領収書、研修の開催要項又はカリキュラム等)

⑦ 口座振替申込書兼債権者登録(変更)票※これまでに県への債権者登録をされていない、または登録内容に変更がある場合

### 2 書類の提出

#### ●メールで提出する場合

(1) 宛先 **事業計画書受理通知に記載のアドレス**

To及びCCに県メールアドレスを入力の上、必ず自社の上司者のメールアドレスもCCに加えてください。  
なお、社労士など代理人が申請を行う場合は、代理人を差出人とし、宛先(CC)に申請事業所の担当者及び上司者を加えてください。

(2) 件名 「**離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金の申請(事業所名)**」

(3) 本文 任意

※必要書類①～⑥を添付してください。

なお、④～⑥についてはデータ(PDF)化したものを添付してください。

※⑦については押印された原本を提出してください。(メールでは受け付けることができません。)

#### ●郵送又は持込みで提出する場合

(1) 宛先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

## IV 県から「離職者等正規雇用移行緊急支援事業助成金支給決定及び額の確定通知書」の送付及び助成金の支給

### 1 支給決定

受付後、申請内容を審査の上、適当と認められる場合は支給決定及び確定した額を通知し、助成金を支給します。

※不備や確認等により後日ご連絡させていただく場合があります。

※「**トライアル雇用助成金支給決定通知書**」の写しが未提出の場合は、当該助成金の支給後であっても労働局から通知書の送付があり次第必ず提出してください。

メールの件名や宛先等は上記のとおりとしていただきますようご協力をお願いします。  
メール以外の方法で本申請書類を提出される場合は、申請書に押印のうえご提出下さい。